



第 7 次大津町振興総合計画 (素案)

2026（令和 8）年 4 月

町長挨拶

目次

序論	1
第 1 章 振興総合計画の策定にあたって	2
1. 計画策定の背景	2
2. 計画の構成	3
第 2 章 大津町の現況と課題	5
1. 人口減少・少子高齢化への対応	5
2. 産業の活性化	6
3. 快適な生活環境の整備	7
4. 持続可能な社会の実現	8
第 3 章 まちづくりの前提条件	9
1. まちの将来フレーム（人口フレーム）	9
2. 財政の見通し	11
基本構想	12
第 1 章 基本構想	13
1. 大津町の将来ビジョンと取り組み姿勢	13
第 2 章 施策の大綱（政策分野別方針）	14
1. 施策の大綱の体系	14
2. 政策分野別基本方針	14

序論

第 1 章 振興総合計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

◆ 大津町振興総合計画とは

大津町振興総合計画は、大津町まちづくり基本条例第 14 条 総合計画を根拠として策定される町政運営の総合的な指針と位置付けられる本町のまちづくりの最上位計画であり、大津町の将来ビジョンの実現に向けて、同条例の理念や同条例に定められる「住民自治の原則」、「情報共有の原則」、「参画の原則」及び「協働の原則」のまちづくりの基本原則に基づいて政策・施策等を推進するにあたっての羅針盤となるものです。

◆ 第 7 次大津町振興総合計画の策定の趣旨

本町は、周辺自治体への半導体関連工場進出や、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道計画の肥後大津ルート決定をうけ、町の抱える課題や必要とする施策も大きく変化しています。そのため、本町の最上位計画となる第 7 次大津町振興総合計画（以下「本計画」という。）はこれまでより一層に、各個別計画や重点的な施策との連動制のあるビジョンが求められることから、時期的に連続し、内容的に相互に補完しあう、地方版総合戦略である「大津町デジタル田園都市構想総合戦略（以下「本戦略」という。）」を一体的に策定しました。

人や地域資源を大切にする環境を整え、町民同士だけではなく、町外の人や、町内外の組織や団体等がつながることで、それぞれの力を発揮し、地域一体となって地域の良さを高めるまちを目指します。また、時代の変化に対応し、効率的かつ効果的な行政運営・町民サービスの提供を進め、すべての人にとって安心して住みやすいまちを築いていきます。

◆ 第 7 次大津町振興総合計画の策定にあたっての基本理念

① 大津町まちづくり基本条例に基づく理念の実現

大津町まちづくり基本条例に定める理念を踏まえ、町民や各種団体、事業者と行政とが力を合わせてまちづくりを進めることにより、人と自然と産業が調和した「誰もが住みよく誇りのもてる町 おおづ」の実現を目指します。そのため、多くの方の声をもとに描いた目指す姿を共有し、その実現に向けて取り組む指針を示すものとして、本計画を策定します。

② 継承と発展のまちづくり

大津町は、豊かな自然、人の英知、恵まれた交通の要所、長い歴史や文化など、数々の「宝の山」を育んできました。

これまでこの「宝の山」を活用し、持続的な大津町の発展を実現してきましたが、これらは未来にわたってもまちづくりの貴重な礎となっていきます。この「宝の山」を活用するだけでなく、まちづくりの礎としてより強固なものとした上で、大津町の将来を担（にな）う子どもたちを始めとする未来の世代へ着実に継承していきます。

また、これからも大津町が持続的に発展していくためには、これまでのまちづくりの礎を継承するだけでなく、大津町を取り巻く環境の変化を踏まえて各種施策を発展させていくことも必要となります。例えば、これまで「農工商併進の活力あるまちづくり」を町政の基調として、継続的に施策を展開し、企業の維持・誘致、産業振興により、豊かで活力あるまちづくりを進めてきましたが、今後、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道の整備による交通ネットワークの利便性向上や半導体産業の急速な成長などの大津町を取り巻く環境の変化が想定されることから、こうした変化を好機と捉えながら、これまでの施策を磨き上げ、発展させていきます。

2. 計画の構成

大津町の将来ビジョンの実現に向けて、大津町まちづくり基本条例の理念や同条例に定められる「住民自治の原則」、「情報共有の原則」、「参画の原則」及び「協働の原則」のまちづくりの基本原則といった全ての政策・施策等に共通する考え方を確実かつ的確に反映するため、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により、構造的に本計画の内容を整理します。

◆ 基本構想

大津町をどんなまちにするのかといった、将来の大津町の姿、それを実現するためのまちづくりの方向性を示しています。

計画期間は令和 8 年度（2026 年度）から令和 15 年度（2033 年度）までの 8 年間です。

◆ 基本計画

基本構想で示された将来の大津町の姿を実現するため、様々な分野において、町で取り組むべき内容を示しています。計画期間全体の 8 年間を前期 4 年間と後期 4 年間に分け、進み具合や課題を確かめて、次の 4 年間の基本計画を策定します。

前期計画期間は令和 8 年度（2026 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 4 年間です。

◆ 実施計画

基本計画に示された様々な分野での取組を進めるために必要な具体的な事業を示しています。3 年間の事業費を含む事業計画を示し、必要に応じ修正を加えながら毎年度策定します。

計画期間は令和 8 年度（2026 年度）を初年度とした 3 年間で、毎年度ローリング方式により見直しを行います。

(参考) 大津町まちづくり基本条例 (抄)

大津町は、江戸時代から宿場町として栄え、先人たちの努力と、町を愛する多くの人々の英知により発展してきました。

私たちは、いにしえより先人たちが守り続けてきた、この美しく豊かな自然、培われてきた文化、起こし育ててきた産業や伝統、助け合いの精神を守り育て、将来へ引き継いでいかなければなりません。

これらを礎としながら、次代を担う子どもたちを育み、すべての人権が尊重され、安心して暮らせる豊かなまちづくりに取り組んでいきます。

私たちは、町民と町が一体となつてともに考え、役割を分担し、責任をもってまちづくりを進めることにより、人と自然と産業が調和した「誰もが住みよく誇りのもてる町 おおづ」の実現を目指します。

今、ここに、まちづくりの全般にわたる指針として、基本となる理念や原則を定めた、すべての大津町民に共有され遵守される最高規範として、この条例を制定します。

(まちづくりの基本原則)

第 4 条 町民及び町は、次に掲げる基本原則に基づいて、協働してまちづくりを推進するものとします。

- (1) 住民自治の原則 まちづくりは、町民自らが、家庭、職場及び地域社会の中で、住民自治を担う一員として公共の利益のために自らできることを考え行動するものとします。
- (2) 情報共有の原則 まちづくりは、町民と町がともに一体となつて、まちづくりに関する情報を共有して行うものとします。
- (3) 参画の原則 まちづくりは、男女が共にその個性と能力を発揮し、町民の意思を反映させるため、町民の参画を得ながら行うものとします。
- (4) 協働の原則 まちづくりは、町民と町がそれぞれの責任と役割分担を認識し、相互理解と信頼関係を深めながら協働することにより行うものとします。

(総合計画)

第 14 条 まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための総合計画は、この条例の理念に従い策定されるとともに、新たなニーズに対応できるよう不断の検討を加え、必要な見直しを行わなければなりません。

- 2 町の執行機関は、総合計画の策定に当たっては、町民の意見が反映できるように、広く町民の参画を得て策定しなければなりません。

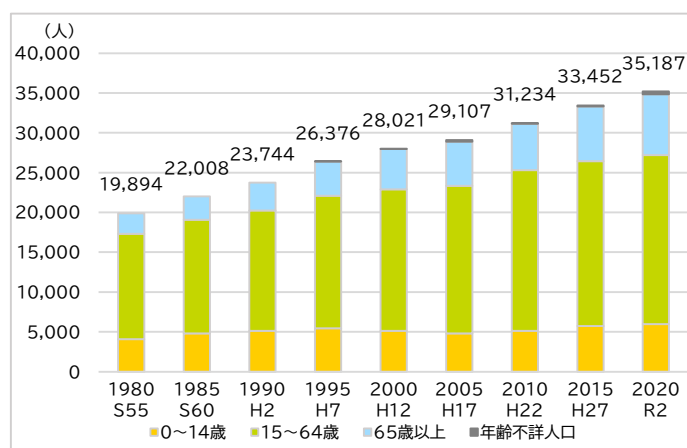
第2章 大津町の現況と課題

1. 人口減少・少子高齢化への対応

<現況>

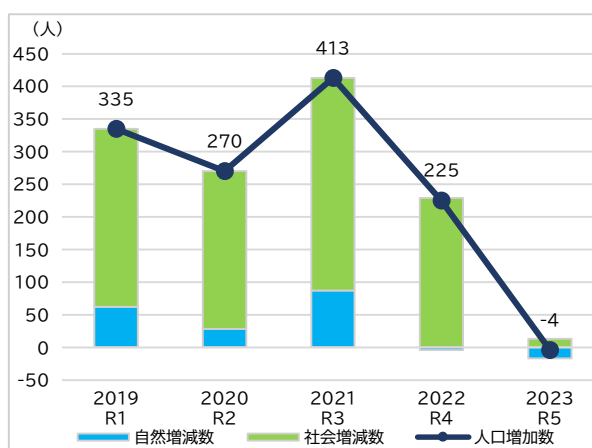
- ◆ 大津町の人口は一貫して増加傾向にあり、全国的な人口減少傾向を踏まえると特徴的であるといえますが、65歳以上人口は年々大きく増加しており、少子高齢化が徐々に加速してきていると推察されます。
- ◆ 直近の自然増減数・社会増減数の推移をみると、2022年以降は死亡数が出生数を上回る自然減となり、2023年には人口増加数がマイナスとなるなど、町の人口動態は大きく変化してきています。
- ◆ 社会増減数は2023年に大幅な減少となっており、土地価格の高騰や町周囲の交通の利便性が高まったことで、町周囲の市町村への居住を望む人が増えていることが要因となっていると推察されます。

□大津町の人口推移



出典：総務省「国勢調査」

□大津町の自然増減・社会増減の推移



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

<課題>

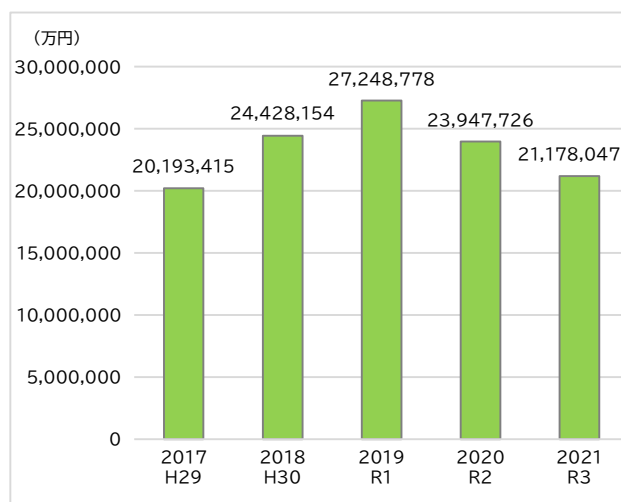
人口減少・少子高齢化は地域経済の縮小、生活利便性の低下、地域コミュニティの衰退など、様々な課題を引き起こすと推察され、今後の町の活力低下が懸念されます。若年層を中心に、住みたい、住み続けたいと思うまちづくりを進めるとともに、誰もが健康に、安心して生きがいをもって暮らせる環境を整備する必要があります。また、人口動態は各地域によっても大きく異なることから、それぞれの課題に沿った取組を検討し、地域間での連携を強めることで、町全体の生活機能の向上に努めることが重要です。

2. 産業の活性化

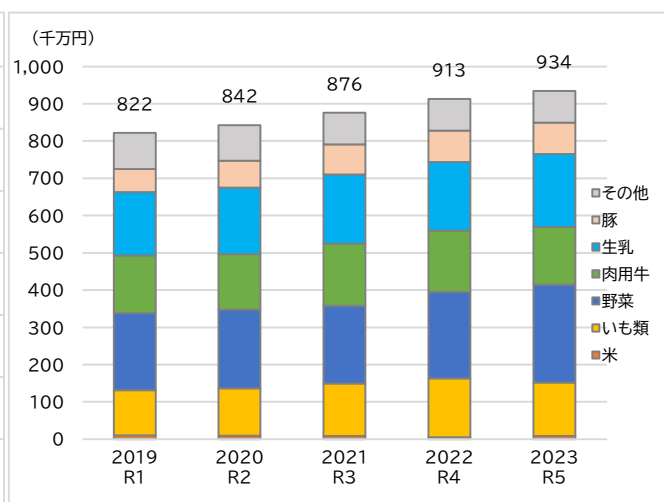
<現況>

- ◆ 大津町の製造品出荷額等は 2019 年まで増加し、その後 2021 年にかけては減少傾向となっていますが、今後の半導体関連企業の集積や工業団地の整備等により、さらなる発展が期待されます。
- ◆ 農業産出額は 2023 年にかけて一貫して増加傾向にあり、特に野菜の産出額が増加しています。近年の農地の集積化に加え、畜産系のクラスター事業化による生産効率の向上等により、農産物、畜産業の生産額が増加していると考えられます。
- ◆ 観光分野に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で全国的に観光客が減少し、その後回復傾向にはあるものの、大津町の観光情報動画・SNS アクセス数は 2022 年度から 2023 年度にかけて減少しており、観光地としての情報発信が十分にできていない状況が推察されます。

□大津町の製造品出荷額等の推移



□大津町の農業産出額の推移



出典：経済産業省「工業統計調査」、総務省・経済産業省「経済センサス－活動調査」 出典：農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」

<課題>

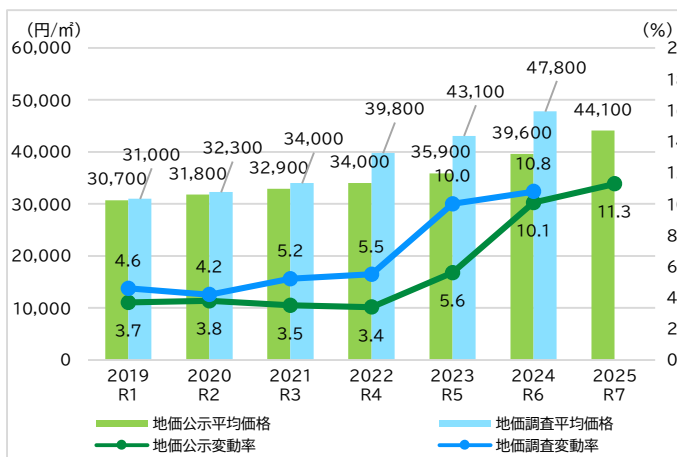
生産年齢人口の減少により全国的な経済規模の縮小傾向にある中、大津町では半導体関連企業をはじめとした企業誘致が進んでおり、今後はさらなる産業基盤の強化や雇用環境・受け入れ態勢の整備に取り組む必要があります。農業に関しては、引き続き生産性の向上に努め、製造業・農業両面からの産業活性化を目指した取組が重要となります。観光面に関してはコロナ禍からの回復とともに、より魅力的な観光地としてのプロモーションを進め、効果的な情報発信による観光産業の強化に取り組む必要があります。

3. 快適な生活環境の整備

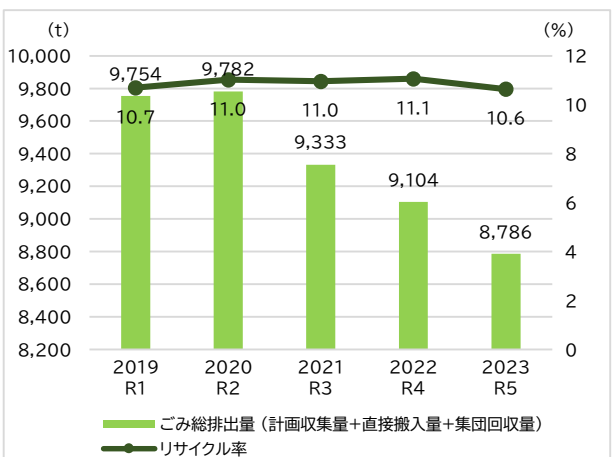
<現況>

- ◆ 大津町の住宅土地平均価格は一貫して上昇しており、毎年 1 月 1 日に国土交通省が公表する地価公示では、2025 年に 1 平方メートル当たり 4 万円を上回り、毎年 7 月 1 日に都道府県知事が価格判定する地価調査においても、2023 年に 1 平方メートル当たり 4 万円を上回る水準となっています。2023 年以降の変動率の増加幅が大きく、地価公示及び地価調査のいずれにおいても、2024 年の変動率は 10%を上回っています。
- ◆ 近年、環境問題に対する取組の重要性が高まっており、大津町においてもごみの減量化・リサイクルに注力しています。ごみ総排出量は 2020 年以降順調に減少傾向にある一方で、リサイクル率については 2023 年に減少し、2019 年の水準を下回る結果となっています。
- ◆ 交通環境に関しては、道路網の充実に対する満足度が 2022 年度から 2023 年度にかけて減少したほか、乗合タクシーの利用者数についても 2022 年度から 2023 年度に約 900 人程度の減少となりました。
- ◆ 防犯・防災に関しても近年の犯罪巧妙化や自然災害の激甚化を踏まえ、取組への関心が高まりつつあります。大津町においても、今後の増加が懸念される空き家対策や地域の防災力向上を進めています。

□大津町の住宅土地平均価格の推移



□大津町のごみ排出量・リサイクル率の推移



※地価調査は、各都道府県知事が毎年 7 月 1 日における基準地の 1 ㎡当たりの価格調査し公表するものであり、2025 年度の結果は公表されていない。

出典：国土交通省「地価公示」、「都道府県地価調査」

出典：環境省「一般廃棄物処理実態調査」

<課題>

土地価格が急速に上昇しており、今後も多くの人に大津町に住みたい・住み続けたいと思ってもらえるまちづくりを目指すため、生活利便性の向上や住環境の整備に引き続き注力していく必要があります。環境負荷の軽減に関しては、ごみの減量に継続的に取り組むとともに、今後はリサイクル率の向上に向けた施策を推進する必要があります。また、二酸化炭素排出量の削減に向けた自然環境の保護や循環型社会の形成にも注力することが重要です。道路ネットワークと公共交通機関の充実、防犯・防災の体制強化についても、今後の町の快適な生活環境整備において重要な要素となると考えられ、取組を拡大していく必要があります。

4. 持続可能な社会の実現

<現況>

- ◆ 大津町では、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（2015 年 9 月 25 日 第 70 回国連総会採択）及び「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（2016 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定）を踏まえて、まちの持続可能な発展を実現するため、各政策・施策等と持続可能な開発目標（SDGs）17 のゴールの関連を整理して取組を推進してきました。
- ◆ 一方で、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版」（2023 年 12 月 19 日一部改訂）においては、「気候変動や感染症をはじめとする地球規模課題の深刻化に加え、国際社会全体が SDGs 採択当時には想定されていなかった複合的危機に直面する中、2030 年までの SDGs 達成に向けた進捗は大きな困難に直面」していることが指摘されています。

<課題>

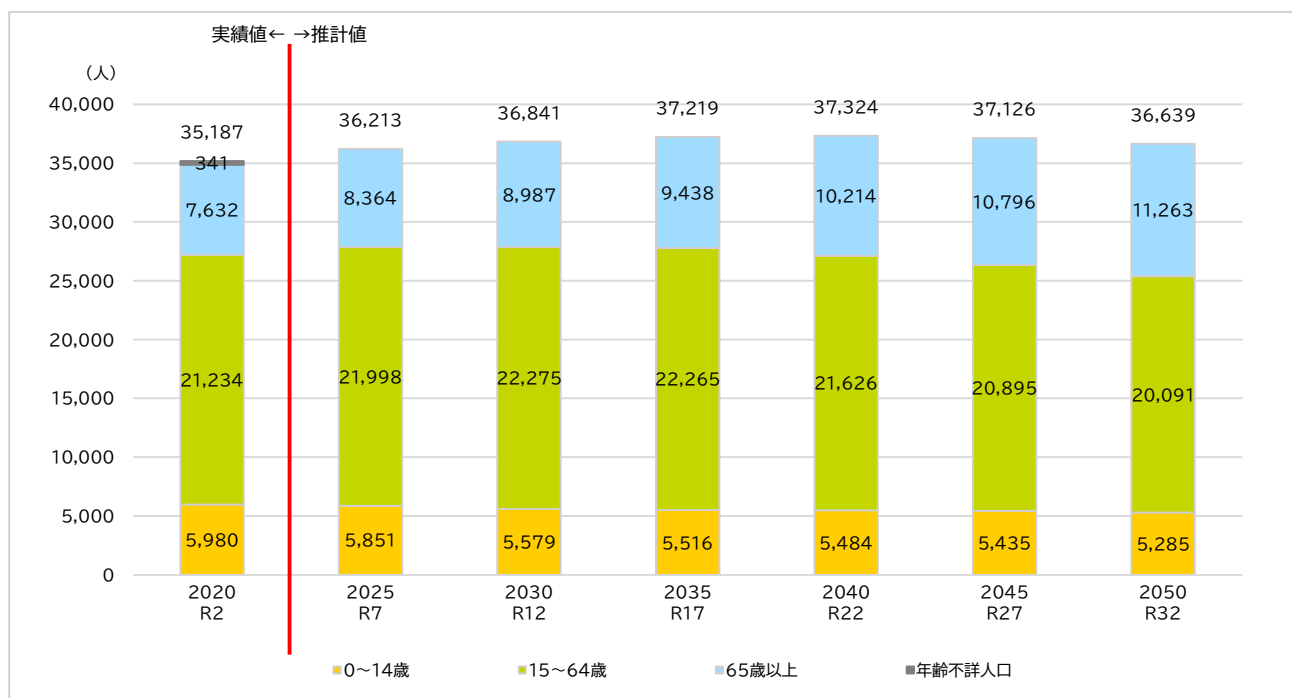
国際社会全体として、2030 年までの持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた進捗は大きな困難に直面している状況を踏まえ、大津町としては、これまでの取組を継続し、各政策・施策等と持続可能な開発目標（SDGs）17 のゴールの関連を整理した上で、取組を推進する必要があります。また、行政だけでなく、まちづくりに関わる町民や各種団体、事業者の全員が、まちの持続可能な発展を実現するために「今、何に取り組んでいるのか」や「今後、何ができるのか」と自ら考え、行動することができるよう、機運を醸成していくことが必要となります。

第3章 まちづくりの前提条件

1. まちの将来フレーム（人口フレーム）

◆ 国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）によると、大津町の人口は2040年に約37,000人でピークに達し、その後は減少傾向となると推計されています。0～14歳、15～64歳人口は2030年以降減少傾向が続く一方で、65歳以上人口は一貫して増加傾向となっており、少子高齢化の急速な進展が予測されます。

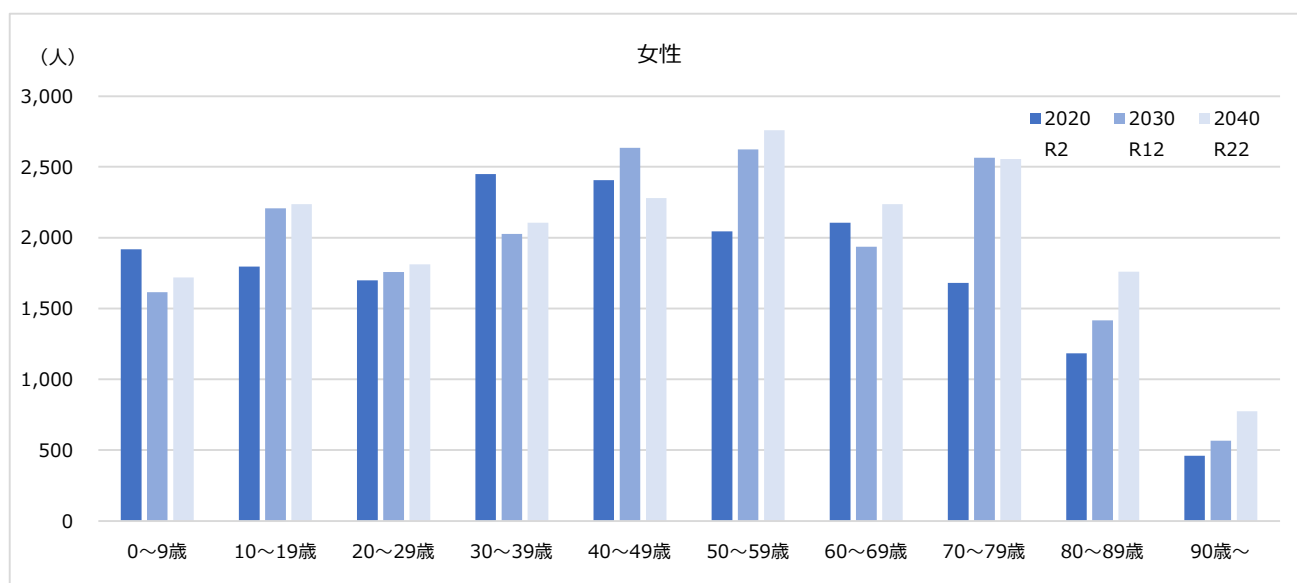
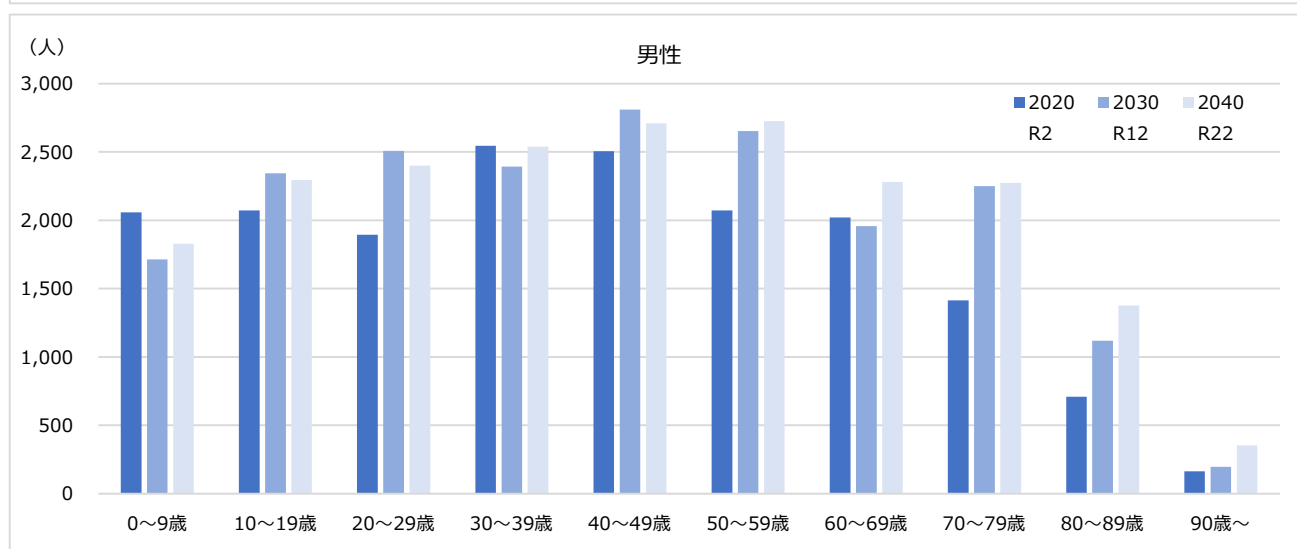
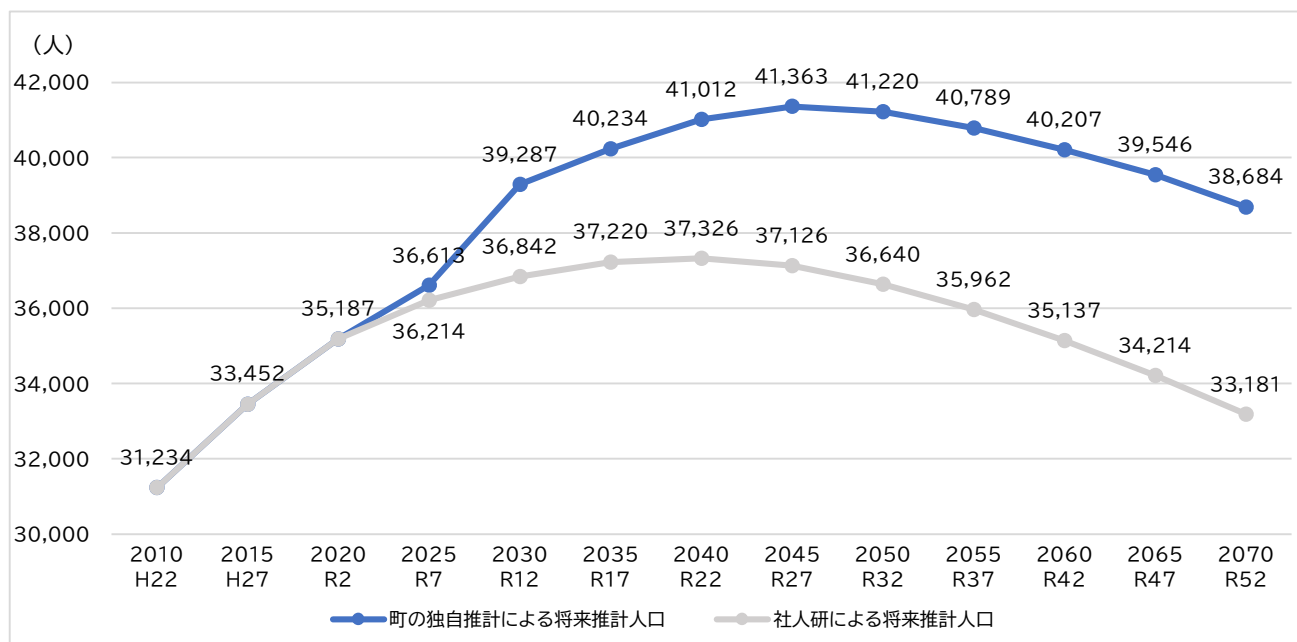


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

◆ 町の独自推計による将来推計人口

社人研推計に町で仮定した条件を追加で設定し、将来人口の独自推計を行いました。結果、2045年に約41,363人まで人口が増加する推計となり、2070年時点では社人研推計を約5,500人上回る見込みとなりました。

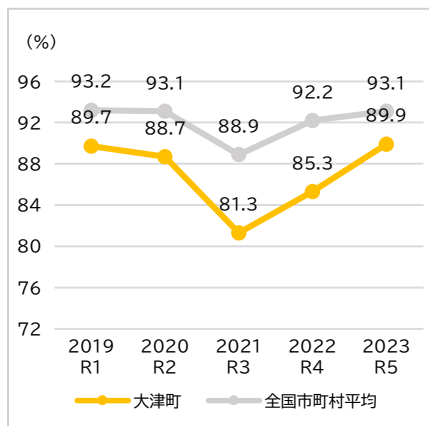
性別・年齢別の人口推移をみると、50歳以下の年代では男女差が大きくなっていることがよみとれます。2020年から2030年では20代男性が大幅に増加する一方、30代女性は大きく減少しており、2030年から2040年では10～20代女性が増加する一方、男性では減少となるなど、企業集積に伴う従業者数とその家族を含めた10～30代の移動傾向は男女で異なっているといえます。また、50歳以上の年代では、男女ともに50代・70代・80代において2020年から2030年に大幅増加の見込みとなっており、2030年から2040年にかけては60代・80代・90代で大きく増加することから、より高齢化の進展が加速すると推察されます。



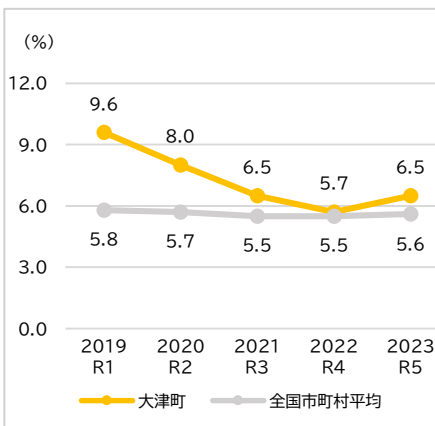
2. 財政の見通し

大津町の現在の財政状況をみると、経常収支比率は2021年度以降上昇しているものの、全国市町村平均を下回る水準で推移しており、財政の硬直性は低いと考えられます。実質公債費比率に関しては2022年度まで減少していましたが2023年度は増加しており、全国市町村平均よりも高い水準で推移しているため、引き続き持続可能な財政の実現に努める必要があります。財政力指数は全国市町村平均を大きく上回っており、財政力に喫緊で大きな課題はないと考えられます。

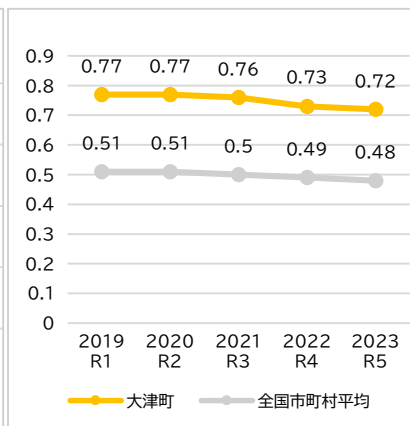
□ 経常収支比率の推移



□ 実質公債費比率の推移



□ 財政力指数の推移



出典：総務省「財政状況資料集」

一方で、今後は、加速する高齢化や公共施設の更新によって必要費用が増加し、財政上の負荷が高まることが推察されます。高齢化や公共施設の老朽化による更新は近い将来起こり得ると考えられることから、政策分野横断的な視点から予算配分を行うとともに、本計画に基づく政策・施策等の成果や課題を検証し、効率的かつ効果的な行政運営に努めるなど、持続可能な財政の実現に向けて、取組を進める必要があります。

基本構想

第1章 基本構想

1. 大津町の将来ビジョンと取り組み姿勢

全国的に少子高齢化が進行し人口減少局面へ移行する中、地域活力の維持や効率的な行財政運営を進めるなど、将来に向けて持続可能な発展を遂げていくためには、今後のまちづくりにおいて、量的拡大志向から質的充実志向への転換を一層本格的なものとしていかななくてはなりません。

このような中で、経済再生と財政健全化を同時に実現していくとして、経済の好循環の拡大、潜在的な成長力の強化に向けて、地域の再生・振興に向けた取り組みが進められています。

大津町においても、先人たちの努力と英知により発展を続け、育まれてきた多くの伝統と文化を活かし、美しい自然と水とまちが共存する、真に豊かさを実感できるまちを創造するため、次の将来ビジョンを掲げます。

<大津町の将来ビジョン>

今も未来も幸せであり続けられるまち 大津

近年、周辺自治体への半導体関連工場進出や、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道計画の肥後大津ルート決定、中九州横断道路の開通等の本町を取り巻く環境が大きく変化しています。これまで、これらをまちの発展の好機とすべく、戦略的な企業誘致や産業創出、宅地開発等の取組を戦略的に進めてきたことにより、本町の町内総生産額の安定や町民所得の上昇が実現されました。

一方で、本計画期間においては、本町を取り巻く社会情勢のさらなる変化も想定される中で、真の豊かさを実現していかなければなりません。その中では、多様かつ複雑に絡み合った課題に向き合わなければならない難しい局面を迎えることも想定されます。そうした局面を乗り越え、真の豊かさを実現するためには、経済的な発展を追求するだけでなく、その基盤となる町民一人一人の「幸せ」も重視した取組を進めることにより、町民と行政が最大限の力を発揮し、一丸となってまちづくりを進めていかなければなりません。

そのため、本計画においては、「今」と「未来」を切り離すことなく、「今」を生きる全ての町民の「幸せ」が基盤となり、子供たちも含めて「未来」のまちづくりの中核となる全ての世代の「幸せ」へとつながるとの考え方の下、いつの時代も本町に住む誰もが「幸せ」を実感しながら暮らすことができるまちを目指すという強い決意を込め、「今も未来も幸せであり続けられるまち」という将来ビジョンを掲げます。町民と行政が本ビジョンを共有し、真の豊かさが実現されたまちの実現に向けてまちづくりの取組を進めていきます。

第2章 施策の大綱（政策分野別方針）

1. 施策の大綱の体系

本章では、大津町の将来ビジョンの実現に向けた各政策分野の基本方針を、施策の大綱として示します。

本計画の施策の大綱は、大津町の施策を『産業』『保健・福祉』『教育・文化』『生活環境基盤』『町民活動・町政運営』の政策分野に大別し整理します。基本計画では、5つの政策分野について、基本計画期間の4年間を見通した施策の方針を整理します。

<施策の大綱>

2. 政策分野別基本方針

(1) 『産業』 ～XXXXXX～

XXXXXX

(2) 『保健・福祉』 ～XXXXXX～

XXXXXX

(3) 『教育・文化』 ～XXXXXX～

XXXXXX

(4) 『生活環境基盤』 ～XXXXXX～

XXXXXX

(5) 『町民活動・町政運営』 ～XXXXXX～

XXXXXX